令和４年　　月　　日

取引先企業各位

公立大学法人　三条市立大学
理事長　アハメド　シャハリアル
（公 印 省 略）

公立大学法人三条市立大学との取引における誓約書の提出について（依頼）

日頃は本学の教育研究活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大学を含む研究機関には、文部科学省が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「研究費ガイドライン」という。）に基づき、研究費を使用することが求められています。

この研究費ガイドラインでは、不正な取引に関与しない旨の誓約書の提出を、研究機関が取引のある企業に求める旨、定められております。本法人は対象を次のとおり拡大し、これまでの取引が研究費に関連しないものであっても、誓約書を提出いただくこととしました。

ご多用中のところ恐縮ですが、本趣旨をご理解いただくとともに、次のとおり誓約書をご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

１　誓約書提出依頼の対象

令和３年度における本学との取引回数が５回以上あり、総取引額が 100 万円以上又は換金性の高い商品を取引した企業とする。ただし以下を除くものとする。

① 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関及び学校法人
② 国際組織、外国企業等（国内事業所は除く（国内企業等として取り扱う））
③ 電気・ガス・水道・通信・郵便事業等
④ 弁護士・特許・税理士事務所等
⑤ 営利目的（商取引、反復継続）としての相手方ではない個人（謝金・報酬等対象者）
⑥ 本学施設管理担当者が発注する大学施設全体の工事請負又は維持管理業務委託等
⑦ その他、本件対象に馴染まない業種・取引等

２　提出書類（誓約書）

別紙「公立大学法人三条市立大学との取引における誓約書」
（本学ホームページ　https://www.sanjo-u.ac.jp/about/information/kenkyu-taisei/に Word ファイルを用意しておりますのでご利用ください。）

3　提出期限

令和 4 年 10 月 31 日（月）まで

4　提出方法

郵送・直接持参

5　留意事項

記名については、ゴム印でも問題ありません。また取引を支店にて行っている場合は支店代表者の記名及び支店代表者印で結構です。

6　お問合せ・誓約書提出先・研究不正についての相談・通報窓口

〒955-0091　新潟県三条市上須頃 1341 番地（3 街区）

電話　0256-47-5511　　FAX　0256-47-5512

Mail　soumu@sanjo-u.ac.jp

公立大学法人三条市立大学　総務課